

## ( 仮訳 )

婦人の地位委員会第 45 会期

ジェンダーとあらゆる形態の差別、特に人種主義、人種差別、排外主義と関連する  
不寛容に関する合意結論

ジェンダーとあらゆる形態の差別、特に人種主義、人種差別、排外主義と関連する  
不寛容

1. 国連憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、並びにその他国際文書は、平等と非差別の原則を再確認している。
2. 男女平等を促進するために国際社会が世界女性会議の招集を通じてなど首尾一貫して努力を払っていること、また、世界人権会議で採択されたウィーン宣言、第 4 回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動綱領並びに「女性 2000: 21 世紀に向けての男女平等、開発及び平和」と題する第 23 回国連特別総会の成果文書において、女性及び女兒のあらゆる人権は、普遍的人権の不可侵、不可欠、かつ不可分の一部であると強調されていることを想起する。行動綱領は、開発 / 発展の権利を含め、市民的、文化的、経済的、政治的、社会的なあらゆる人権は、普遍的であり、不可分かつ相互に依存し、相互に関連し合っていることを再確認している。
3. 北京宣言及び行動綱領は、多くの女性が、人種、言語、民族、文化、宗教、障害または社会経済的な階級などの要因のために、あるいは先住民、女性移住労働者を含む移住者、避難民または難民であるが故に、人権を享受することができない新たな障害に直面していると指摘した。また、特別総会の成果文書は、武力紛争や他国による占領下で女性の人権が著しく侵害されていることを指摘している。国連特別総会「女性 2000 年会議」によって採択された北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブのいくつかは、人種を根拠とする女性と少女に対する暴力の撤廃に向けられたものである。
4. 人種主義、人種差別、排外主義及びそれらに関連する不寛容と闘う国際社会の努力を想起する。
5. 様々な種類の差別は、必ずしも男女に同じように影響を及ぼすわけではないとの認識が高まっている。さらに、男女差別は他のあらゆる形態の差別によって強化され、促進される。多種多様な形態の差別、とりわけ、これに関して、人種差別、排外主義及びそれら

に関連する不寛容を含むあらゆる形態の差別のジェンダー分析なくしては、女性の人権の侵害は発覚されず、人種主義に対処する救済策も女性や少女のニーズを満たすことができないだろう。また、男女差別に対処する努力に人種差別を含むあらゆる形態の差別撤廃への取り組みを組み入れることも重要である。

6. 総会は、決議 52 / 111 において、2001 年 8 月 31 日から 9 月 7 日まで南アフリカのダーバンにおいて人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する世界会議を招集することを決め、2001 年を人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年とすることを宣言した。従って、人種主義、人種差別、排外主義と関連する不寛容のジェンダーの側面が婦人の地位委員会によって取り込まれることは、時宜を得たことである。
7. 世界各地で人種主義、人種差別、排外主義が様々に顕在化する危険性が増していることから、国連人権機構の関連諸機関がより総合的な効果的手法をとることが求められている。このような動向は、女性 2000 年会議の「女性 2000: 21 世紀に向けての男女平等、開発及び平和」並びに差別反対の関連国連文書の実施に影響を及ぼすものである。

政府、国連並びに適当な場合には市民社会がとるべき行動

- A. 女性及び少女に対する多様な形態の差別、特に人種主義、人種差別、排外主義と関連する不寛容に取り組むための全体論的な総合的アプローチ
8. 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃を目指す戦略、政策及びプログラムを策定、実施し、ジェンダーに配慮した人種主義反対の政策の立案、実施及びモニタリングに女性が果たす役割を増大するために、根本的原因を含め様々な形態の差別の相互作用について、ジェンダーに基づく人種差別に特に重点を置き、ジェンダーの視点から検討する。
9. 女性や少女に対するあらゆる形態の差別の撤廃に対する全体論的な総合的アプローチを促進するために、男女平等と女性、とりわけ多種多様な差別を受けている女性の地位向上の推進に取り組む NGO を含め、市民社会のあらゆる関係行為者と効果的なパートナーシップを確立、強化し、適当な場合には、支援を行う。
10. 人種主義、人種差別、排外主義と関連する不寛容が若い女性や男性、少年や少女に影響を及ぼす場合の諸問題に取り組む必要性を認め、若い女性や少女が経験する特定の形態の人種主義を含め、人種主義、人種差別、排外主義と関連する不寛容に対する闘いにお

いて彼らの果たす役割を認識し、尊敬と連帯に基づく社会を構築するために青年及び子供を教育する上で青年 NGO が果たす基本的役割を支援する。

11. 女性や少女の状況や状態の完全なる多様性を尊重し、その価値を認めるとともに、エンパワーメントを阻む特別な障害に直面している女性もいることを認識し、男女平等を達成し、疎外された女性を含む女性の地位を向上するという目標が、女性や少女に対するあらゆる形態の差別の撤廃を目指すすべての戦略、政策及びプログラムに反映されることを確保する。多文化主義を取り込む政策の策定と実施にジェンダーの視点を中核に据え、すべての女性や少女があらゆる人権と基本的自由を完全に享有できるように保証し、開発の権利を含め、市民的、文化的、経済的、政治的、社会的なあらゆる人権は、普遍的であり、不可分かつ相互に依存し、相互に関連し合っていることを再確認する。
12. 女性のエンパワーメントは、人種主義、人種差別、排外主義と関連する不寛容と闘うための積極的戦略の不可欠な構成要素であるという認識を促進し、多種多様な差別を受けている女性があらゆる生活の場で自らの権利を完全に行使し、自分たちの生活に影響を及ぼす政策や施策の立案及び実施に積極的な役割を果たすことができるように、これらの女性のエンパワーメントを図るための施策を講じる。
13. とりわけ教育やマスメディアでのキャンペーンを通じて、女性が経験する多種多様な差別を含むあらゆる形態の差別の撤廃に対する意識を啓発し、差別撤廃を促進するための行動をとる。
14. 行動綱領は、女性が、人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、または障害などの要因のため、また先住民女性その他の立場のために、完全な平等及び地位向上を阻む障害に直面していることに対し認識する。多くの女性が、特にひとり親などのような家庭状況、また、農村地域、孤立した地域もしくは貧困地域における生活状態を含む自らの社会経済的地位に関連した特別の障害に遭遇している。難民女性、国内避難民女性を含むその他の避難民女性、並びに移民女性及び移住労働者を含む移住女性に対しては、更なる障害が加わる。多くの女性はまた、環境災害、重病および感染症疾患、並びに女性に対する様々な形の暴力によってとりわけ影響を被っている。
15. 人種主義、人種差別、排外主義と関連する不寛容は、女性に対し異なる形で現れ、貧困を増大し、生活状態の悪化を引き起こし、暴力を生み、さらに女性があらゆる人権を完全に享受し、行使する機会を制限あるいは奪うものであることを認める。

16. 先住民の女性や少女及び適当な場合は文化的に多様な背景の女性や少女のために、関連のあるすべての意思決定過程に持続的に参加し、代表を出すことができる完全で平等な機会を確保する。
17. 婦人の地位委員会が、その活動において、多種多様な差別を含むあらゆる形態の差別が女性の地位向上に及ぼす影響を考慮することを確保する。
18. 多種多様な形態の差別が女性の地位向上と男女平等の達成に及ぼす影響を考慮する上で女子差別撤廃委員会及び人種差別撤廃委員会が進めている活動を認める。

#### B. 政策、法的措置、体制及び機構

19. ジェンダーに基づくものも含め、あらゆる形態の人種主義、人種差別、排外主義と関連する不寛容に対する適切な法規を制定し、適当な場合は強化する。
20. 一定の人種またはグループが優位とする見解に基づいて、いかなる形態の人種主義または人種差別をも正当化または促進しようとするプロパガンダ、活動及び団体を含むあらゆる形態の人種主義及び人種差別を非難する。
21. とりわけ、教育、保健医療、雇用、及びすべての女性及び少女の経済的、社会的及び文化的権利の完全なる享受を促進するためのその他基本的サービスへのアクセスを改善することによって、あらゆる分野におけるジェンダー及び人種に基づく偏見の根絶を基盤として、平等を促進するための具体的対策を講じる。
22. 人種主義及び人種を根拠とする女性や少女に対する暴力に政策やプログラムを通じて対処し、女性や少女に対するあらゆる形態の暴力の根絶を目指して、協力、政策対応を強化し、国内法及びその他対応策や防止策の効果的な実施を促進するための措置を講じる。
23. 女性や少女が、様々な部門にわたる差別を含め、あらゆる形態の差別に対して保護、避難所及び救済手段を求めることができるように、法律上の平等を確保するため、適当な場合には、刑事裁判制度を含む国内の法律及びその他体制を見直す。
24. 適当な場合には、市民権、移民及び庇護に関するものを含め、政策及び法律が女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃及び男女平等の達成に及ぼす効果について見直す。

25. 女性や少女に対するあらゆる暴力に対処する政策や施策を立案し、実施する。とりわけ特別な保護や援助策を通じて、あらゆる形態の暴力の被害者、特に女性や少女のエンパワメントを図る。
  26. とりわけ法的措置、防止キャンペーン、情報交換、被害者の援助・保護及び社会への復帰、関与した犯罪者並びに仲介者全員の訴追などによる包括的なトラフィッキング防止戦略を通じて、女性や少女のあらゆる形態のトラフィッキングと闘い、根絶するための有効な施策を立案し、実施し、強化する。
  27. 人種、皮膚の色、家柄、国民的及び民族的出身にかかわらずすべての女性及び少女がすべての人権及び基本的自由を完全に享有できることを確保するための政策を策定し、実施する。
  28. 適当な場合には、先住民女性のための政策やプログラムを、彼らの十分な参加を得て、彼らの文化的多様性を尊重して、促進、強化し、ジェンダーや人種に基づく差別と闘い、並びに彼らがすべての人権を完全に享有できることを確保するための施策を講じる。
  29. 適当な場合には、とりわけ女性や子供をはじめとする移民に対するあらゆる差別的政策や慣行を撤廃し、彼らの法的地位にかかわらず彼らのすべての人権を完全に保護し、人道的待遇を行うために、移民政策を見直し、改正する。
  30. 性的暴力やその他暴力を受けることが多い難民女性、庇護を求める女性及び国内避難民女性の人権侵害を根絶するための施策を講じる。
  31. すべての国による人種差別撤廃条約の批准を実現するために、同条約にまだ加盟していないすべての国に対し加盟を求め、締約国が本条約の下で受諾した義務に完全に従うことが重要であることを強調する。
  32. すべての移民労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約の署名、批准または加入を優先事項として検討し、国際労働機関の関連条約の批准を促進することを検討する。
- C. 態度の変革、固定観念や偏見の根絶
33. 女性や少女に対する差別的態度の根絶を目指すジェンダーに配慮した教育訓練プロゲ

ラムを策定し、人種差別的な固定観念とジェンダーに基づく固定観念の共通部分に対処するための施策を採用する。

34. 女性や少女に対する多種多様な差別の問題に対する国、地域及び国際レベルのすべての関係行為者の認識を高めるためのプログラムや政策を策定し、実施する。
35. 教科書を含む教材の見直し及び改訂を行い、とりわけジェンダーに基づく差別をはじめとする差別、人種主義、人種差別、排外主義と関連する不寛容を促進するあらゆる要素を排除するための適切な施策を講じる。
36. 教育訓練、とりわけ教員の訓練が人権、平和の文化、男女平等、及び文化的、宗教的、その他多様性の尊重を促進するものとなるように図り、教育訓練機関や組織に対し、機会均等の政策を採用して、教員、親、少年少女及び地域社会の参加を得てその実施のフォローアップを行うよう奨励する。
37. 男女平等を促進し、あらゆる形態の差別、とりわけ多種多様な差別はもとより人種主義、人種差別、排外主義と関連する不寛容と闘う上での共同責任について、男性及び少年の意識を啓発するための戦略を策定する。
38. 国連職員はもとより、司法、法執行機関、治安、保健医療サービス、学校及び移民当局の行政官を対象に、とりわけ出入国管理官、国境警備隊、移民収容センターの職員に特に注意を払い、人種差別反対のジェンダーに配慮した人権に関する訓練を立案する。
39. ジェンダーの視点に留意し、マスメディアに対し寛容と理解の観念を様々な人々や異なる文化に振興するよう奨励する。

#### D. 研究及びデータや情報の収集

40. 様々な形態の差別がどのように収斂して、女性や少女に影響を及ぼすのかを見極める方法を開発し、人種主義、人種差別、排外主義と関連する不寛容がどのように法律、政策、制度及び慣行に反映され、これがどのように女性や子供の脆弱性、被害、疎外及び排除をもたらす一因となるかについて、調査研究を行う。
41. 多種多様な差別を含むあらゆる形態の差別が女性や少女に及ぼす影響について、ジェンダーに配慮した質的及び量的データを収集、分析、普及し、適当な場合には、性別、年齢

別その他場合に応じた要素別のデータの収集を含め、調査や地域社会に基盤を置いた研究のスポンサーとなる。

#### E. 紛争の防止と、平和の文化、平等、非差別、尊重及び寛容の促進

1. 女性や少女の権利及び保護に適用される国際人権法及び国際人道法を完全に遵守する。ジェンダーに基づく暴力、とりわけ武力紛争時におけるレイプやその他あらゆる形態の性的暴力から女性や少女を守るための特別な措置を講じ、そのような犯罪が罪に問われないという現状を是正して、女性や少女に対する性的暴力及びその他ジェンダーに基づく暴力に関連するものも含め、大量殺戮、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に責任を負う者を訴追する。
2. 女性や少女に対する暴力は、男女平等、開発及び平和という目的の達成を阻む重大な障害である。女性に対する暴力は、女性の人権と基本的自由を侵害するとともに、女性がこれらを享有することを妨げ、または不可能ならしめるものである。殴打やその他ドメスティック・バイオレンス、性的虐待、性的奴隷化及び搾取、女性や子供の国際的なトラフィッキング、強制的売春、セクシュアル・ハラスメントなどのジェンダーに基づく暴力、並びに文化的偏見、人種主義や人種差別、排外主義、ポルノグラフィ、民族浄化、武力紛争、他国による占領、宗教的・反宗教的過激主義及びテロリズムから起こる女性に対する暴力は、人間の尊厳や価値とは相容れないものであり、その根絶に向けて闘っていかねばならない。
3. 女性が紛争の防止、管理、解決及び紛争後の平和構築のあらゆるレベル並びにあらゆる分野に持続的に参加し、代表を出す平等な機会を十分確保する。

#### F. 人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する世界会議

4. 婦人の地位委員会は、同世界会議の準備、活動及び成果にジェンダーの視点をその中核に据える重要性を強調し、会議の代表団に女性を含めるよう強く求めるものである。